和食文化ネットワーク__北海道(2021年2月12日号)

週末に起きた地震で不安に思われた方も多いのではないでしょうか。

これ以上被害が拡大しないことを祈るばかりです。

農林水産省では、災害時に備えた食品ストックガイドを公開しています。備蓄に適した 食品の選び方、ローリングストック法等による日頃の活用方法等がまとめられています のでご活用ください。

http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/foodstock/guidebook.html

さて、今回は親子料理講習会や食文化継承事業のお知らせです。 不明な点は直接チラシの連絡先にお問い合わせください。

【目次】

- 1. 農林水産省 令和3年度食料産業・6次産業化交付金のうち「地域での食育の推進 事業」の要望調査開始
- 2. 文化庁 食文化ポータルサイト「食文化あふれる国・日本」の公開
- 3. 文化庁 令和3年度伝統文化親子教室事業(統括実施型)の募集

1. 農林水産省 令和3年度食料産業・6次産業化交付金のうち「地域での食育の推進 事業」の要望調査開始

令和3年度食料産業・6次産業化交付金のうち「地域での食育の推進事業」の要望調査が始まりました。調査期間は、都道府県によって異なりますが、2月中旬を期限に、都道府県に計画書を提出していただくことになります。

事業内容については、以下の Web サイトにあるチラシをご覧ください。

お問い合わせは、チラシの地方農政局(北海道は北海道農政事務所、沖縄は沖縄総合事務局)又は、都道府県の食育担当部署までお願いします。

都道府県によっては、事業を活用しないというところもありますのでご注意ください。

https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/youboutyousa/r03.html

<チラシの抜粋>

④ 食文化継承等のための取組

【事業例】

- 地域食文化の継承に向けた親子料理講習会や食育授業
- 地域の食材を活用した日本型食生活をテーマとする講義や料理講習会
- ・地域の伝統食の料理方法(食材、レシピ等)をまとめたパンフレットの作成

【支援内容と対象経費例】

- ・ 教育ファーム検討委員会
- 農林漁業体験機会の提供

(委員謝金・旅費、会場・機器借料、資料印刷費、体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導 者謝金・旅費、賃金、農業機械・簡易トイ レ等借料、バス借料、種苗・生産資材費、食材費、普及宣伝費、役務費、保険料等)

⑥ 和食給食の普及

【事業例】

- ・和食給食の普及に向けた献立の開発、レシピをまとめた資料の作成
- ・幼児や児童・生徒を対象にした食育授業や調理体験
- 学校関係者や保護者を対象にしたセミナー

【支援内容と対象経費例】

・献立の開発

(調理師謝金・旅費、賃金、会場・機器借料、食材費等)

食育授業

(講師謝金・旅費、賃金、会場・機器借料、食材費、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、 役務費、保険料等)

2. 文化庁 食文化ポータルサイト「食文化あふれる国・日本」の公開

文化庁においては、昨年4月に食文化の担当部署を新設し、食文化の継承と振興に取り組んでいるところで、今般、文化庁HP内に食文化のポータルサイトを開設し、一般公開。(日英2か国語)

内容は、日本の食文化の特徴を5つの視点から紹介、江戸時代の食文化体験ができるV R動画、研究・活動事例集、関連団体とのリンク等となっており、今後も更なる充実を 図っていくとしていますので、是非とも、ご覧ください。

日:https://www.bunka.go.jp/foodculture/

英:https://www.bunka.go.jp/foodculture/en/index.html

なお、文化庁トップページにある以下のバナーからもアクセス可能。

また、VR動画は、文化庁の youtube チャンネルでも公開中。

https://www.youtube.com/c/bunkachannel/videos

3. 文化庁 令和3年度伝統文化親子教室事業(統括実施型)の募集

1. 目的

次代を担う子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、華道、茶道、囲碁、将棋などの伝統文化、生活文化及び国民娯楽に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対して支援を行うことにより、伝統文化等の継承・発展と、子供たちの豊かな人間性の涵養かんように資することを目的。

なお、今般募集する「統括実施型」においては、伝統文化等の振興等を目的とする統括団体が実施主体となり、広域的・組織的に我が国の伝統文化等を親子で体験することができる取組を支援。

2. 応募者(事業者)の要件(抜粋)

伝統文化等の振興等を目的とする複数の団体で構成する統括団体であり、かつ、次の 要件を満たす団体。

• 規模要件

同一分野で、原則、都道府県をまたぎ、概ね 10 団体以上で構成されること。 統括団体の代表となる団体(代表団体)は、法人格(特定非営利活動法人を除く) を有すること。

- 代表団体 (次の(1)~(3)のいずれかの要件を備えている必要(例))
- (1) 一般社団法人・一般財団法人
- (2) 公益社団法人・公益財団法人
- (3) 代表団体が支部等の下部団体である場合には、本部が上記(1)・(2)の法人格を有し、次の要件をすべて満たしている団体
- ・定款、規約等を有すること(例)
- 3. 対象となる事業
- (1) 伝統文化親子教室
- (2)「放課後子供教室」と連携した取組
- 4. 募集期限

令和3年3月1日(月)(伝統文化親子教室事業事務局必着。)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/oyako/92803901.html (「教室実施型」「地域展開型」の二次募集は未定。)

窓 口:北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課

住 所:札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22 エムズ南 22 条第 2 ビル

電 話:011-330-8810 FAX:011-520-3063

<本省の Web サイト(和食文化ネットワーク)>

https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/network/main.html

<北海道農政事務所の Web サイト>

https://www.maff.go.jp/hokkaido/

くその他>

北海道農政事務所や農林水産省では、このほかにもメールマガジンを発行しております。

配信をご希望される方は、ご登録をお願いします。

・北海道農政事務所メールマガジン

https://www.maff.go.jp/hokkaido/merumaga/index.html

本省メールマガジン

http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html